

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

島根県内では、森林環境譲与税を間伐等の森林整備や路網整備、高性能林業機械の導入、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、市町村等の推進体制の強化に活用しており、行政と民間が一体となって取り組んでいる「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の定着・拡大により、林業の振興と森林保全の両立を図るべく取組を推進している。令和4、5年度の予算額は当年度譲与額を上回る額が計上されており、今後も森林の多い当県の市町村が必要な森林整備等を一層推進するためには、さらなる財源が必要となっている。

森林整備及び森林資源の活用にあたっては、人工林に隣接する天然林も一体的に整備・活用を図っており、私有林人工林に限らず天然林も含めた財源の確保を必要としている。

今後も、山村地域の活性化のため、また必要な森林整備等を推進していくためには、今の譲与基準のままでは十分対応できない状況である。

以上のことから、下記の実現を強く要請する。

記

- 1 森林の整備と森林資源の活用を一体的に進める循環型林業を一層推進するため、森林環境譲与税については、森林の多い地域への配分割合を高める見直しを行うこと。
- 2 人工林に隣接する天然林の森林整備及び森林資源の活用を推進するため、私有林人工林面積とされている算定基準に私有林天然林面積を含めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年9月28日

浜田市議会